

第 号

納税管理人申告書
(町民税・県民税・軽自動車税)

令和 年 月 日

宮代町長 様

住 所(居所)

氏 名 印

電 話 番 号

下記の者を 町民税・県民税・軽自動車税 の納税管理人として定めましたから申告します。

納 税 管 理 人	住 所 (居所)		
	氏 名	☎	()

承 認 書

令和 年 月 日

宮代町長 様

氏 名 印

上記申請のとおり、納税者(特別徴収義務者) _____ の納税管理人となることを承認します。

(町民税の納税管理人)

【根拠条例】 宮代町税条例

(町民税の納税管理人)

第 25 条 町民税の納税義務者は、町内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、宮代町の区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から 10 日以内に納税管理人申告書を町長に提出し、又は宮代町の区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を町長に同日から 10 日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から 10 日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る町民税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から 10 日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第 26 条 前条第 2 項の認定を受けていない町民税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告しなかった場合においては、その者に対し、3 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。